

民事訴訟手続の流れと基本原則

京都大学教授
笠井正俊
KASAI Masatoshi

はじめに

この連載「流れをつかむ民事訴訟法」は、通常の民事訴訟手続の流れを説明し、それと関連させて基本原則や判例・学説上の議論を位置付けることによって、読者に、民事訴訟法が使われる場面やその働き方の具体的なイメージをつかんでもらうことを目的とする（53頁の紹介文参照）。連載第1回では、民事訴訟手続全体の流れの骨格となる部分を説明するとともに、処分権主義、職権進行主義、双方審尋主義、弁論主義等の重要な原則や概念をその中に位置付けることにする。

紹介文に書いたIT化に関する民事訴訟法改正には今回は言及していない（現行法でできるウェブ会議にはⅢ1で触れる）。また、注で正確さを期すためにやや細かいことを書いているが、今回はそれらをあまり気にしなくてもよい。

ところで、民事訴訟法を勉強する際には、直接的な条文のない原則や概念は別として、可能な限り条文をこまめに読むことが重要である。この連載でも条文を頻繁に引用するので、できるだけその都度条文に当たるようにしてほしい（なお、以下、条文の引用に際し、民事訴訟法については法律名を省略する。最高裁判所規則の一つである民事訴訟規則の中にも学生が知っておくべ

きものはあり、今回も若干のものを「規則」として引用する）。

下記の図1は、民事訴訟第一審の流れを時系列で示したものである（矢印の間隔は実際の期間の長さを反映するものではない）。これらを以下、Ⅰ～Ⅶで説明し、関連する基本原則を位置付けることにする¹⁾。

なお、訴訟係属中には、手続のどの段階であっても、裁判所による和解の試み（89条。和解の勧試ともいう）がされ、その結果当事者間で訴訟上の和解が成立することがある。また、原告が訴えを取り下げることもある。これらにはⅠ2やⅡ1で触れる。

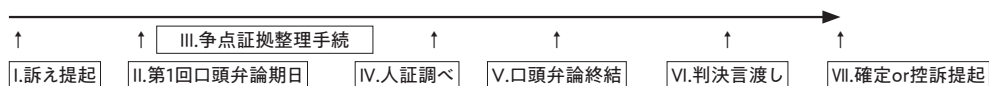
Ⅰ. 訴えの提起から 第1回口頭弁論期日まで

1. 手続の流れ

訴訟は、原告による訴えの提起に始まる。訴えとは、原告が、裁判所に対して、被告との関係での特定の権利又は法律関係の主張を提示し、これに基づいて一定の内容及び形式の判決を求める申立て（意思表示）である。原告は、自分の権利を認めてもらうことなどを目的として、裁判所に判決をするよう求めて訴えを提起するのである²⁾。

原告は、訴えを提起するためには、訴状とい

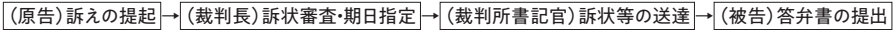
図1 民事訴訟第一審手続の流れ



1) 今回は訴え提起以後の第一審に絞って説明をすることにして、提訴前、上訴審、訴訟終了後の手続や制度に

ついては取り上げない。

図2 訴えの提起から第1回口頭弁論期日の前までの手続の流れ



う文書を裁判所に提出し、訴状には、①当事者及び法定代理人³⁾と、②請求の趣旨及び原因を記載しなければならない(133条)。①と②を**必要的記載事項**という。これらのうち、②請求の趣旨及び原因は、**訴訟物**を特定するために記載されるものであり、このことについては、2の「処分権主義と訴訟物」の中で述べる。訴状にはそのほかの事項も記載されるが、これは次回に取り上げる。

訴状について、裁判長⁴⁾は、訴状に上記の必要的記載事項が記載されているかを審査する(137条)。特に問題がなければ⁵⁾、裁判長は第1回口頭弁論期日を指定し、当事者を呼び出す(139条。**期日の指定と呼出し**一般について93条・94条)。このように、期日が裁判長によって指定されるなど、手続の進行は、裁判所(以下では、裁判長の権限であるものも含めてやや大雑把に「裁判所」や「裁判官」ということがある)が基本的に責任を持つことになる。これを**職権進行主義**といい、3で述べる。

その後、訴状は、裁判所書記官によって被告に**送達**される(138条1項。送達が一般的に職権でされ、送達に関する事務を裁判所書記官が取り扱うことについて98条)。訴状の送達は郵便(一種の書留郵便)でされるのが普通であり、その封筒には第1回口頭弁論期日の呼出状も同封されて送達される。また、被告に答弁書を提出するように促す答弁書催告書も同封されることがある。このように、被告に訴状や期日呼出状が送達されることは、被告となった人が、自分を相手とする訴えが提起されており、自分の言い分や資料を裁判所に提出したり口頭弁論期日に出頭したりして原告の訴えに対応する必要があ

ることを知るための極めて重要な手続である(誰でも、自分が被告となった訴訟が知らない間に始まって、言い分を述べる機会を与えられないまま判決がされてしまうのは不当と思うだろう)。被告に防御の機会を与えるという意味で、**手続保障**のための基本中の基本ともいえる手続が訴状の送達と期日への呼出しである。また、被告への訴状送達によって**訴訟係属**が発生する。訴訟係属とは、ある訴訟事件について裁判所が判決に向けた手続を進行させなければならなくなっている状態をいう。これらについては、4の「双方審尋主義・二当事者対立構造」の中で述べる。

被告は、第1回口頭弁論期日までに、原告の訴状に対する言い分を記載した**答弁書**(規則80条)を提出する。答弁書は**準備書面**(161条、規則79条)の一種であり、被告が提出する最初の準備書面が答弁書と呼ばれる。準備書面はこれらの条文(その他に規則81条も)にあるように、自らの主張やそれを裏付ける証拠の存在、相手方の主張に対する認否(認めるか認めないか知らないか)や反論等を記載したものであり、訴訟手続において重要な役割を果たす(後記Ⅱ2参照)。準備書面は当事者から相手方に直接送付される(これを**直送**という。規則47条1項・83条)。答弁書には、訴状に書かれている原告の請求に対する応答や事実に対する認否や反論を記載することになる。

2. 処分権主義と訴訟物

1で述べた**訴え**の内容として原告が提示している特定の権利又は法律関係の主張のことを**訴**

議体の場合は裁判長、単独体の場合はその一人の裁判官のことをいう。

5) 逆に、裁判長が訴状に問題がある、すなわち、必要的記載事項が欠けていると判断した場合には、裁判長は補正命令を発することになる(137条1項)。原告がこれに応じて必要的記載事項を補充すれば問題がなくなるが、そうでないとき(不備が補正されないとき)は裁判長が訴状却下命令という裁判をすることになり(同条2項)、そこで訴訟は終わってしまう。ただし、原告は、訴状却下命令に対する即時抗告をすることによって、不備があるかどうかについて上級裁判所の判断を求めることができる(同条3項)。

2) 原告の内心の意図としては和解で紛争を解決しても構わないと思って訴えを提起する場合もあるが、制度の建前上は、訴えは判決を求める意思表示である。

3) 法定代理人の記載は原告又は被告が未成年者や成年被後見人である場合に必要となる。原告又は被告が法人又は法人格はないが当事者能力を有する社団や財団(29条)である場合には、37条で法人等の代表者に法定代理人に関する規定が準用されるので、代表者を記載する必要がある。

4) 民事訴訟の第一審事件は簡易裁判所では単独体(裁判官1人)で、地方裁判所では単独体又は合議体(裁判官が3人等の複数)で扱われ、ここでの「裁判長」は合